

南小だより

minamiurawa-e@saitama-city.ed.jp

平成30年5月1日

5月号

さいたま市立南浦和小学校

電話 048-861-3781



みんなの笑顔が輝くために

校長 笹原 秀之

新しい学年が始まり1か月が経ちました。教師も子どもたちも学級の型や流れができ、落ち着いて学習に取り組めるようになってきています。様々な関りの中でお互いを少しずつ理解し、仲のいい友達もでき始めました。

その反面、場合によっては、何かなじめないとか、疎外感を感じるようになるということも出始める頃です。また、人間関係を築いたり保ったりするために、人に厳しくなったり不適切な態度をとったりすることも見られるようになります。時にはそれがいじめに発展していくこともあります。そのために大人は、子どもたちのかすかな心の動きを察知したり受け止めたりしてあげなくてはなりません。

絶対に「いじめ」を見逃してはなりません。「いじめ」に苦しむ子を救わなくてはなりません。このようなことから、先日の朝会で次のような例を使って子どもたちに話をしました。

ある日、子どもたち5、6人が池のそばで遊んでいました。そのうちに、何人かの子が池に石を投げ始めました。ところが、池の中には、たくさんのカエルが住んでいたのもので、子どもたちの投げた石に当たってけがをしまいました。カエルたちはどうどう我慢できなくなり、一番年上のカエルが水面から顔を出して「石を投げるのはやめてください。」と言いました。すると子どもたちは答えました。「僕たちはただ石を投げて遊んでいるだけだよ。」そこで年上のカエルは「それは分かっています。でも、皆さんが遊び半分で投げる石で私たちはひどいけがをします。あなたたちは遊びのつもりでも、私たちにとってはいじめられているということですし、命にもかかわるようなことなのです。」と言いました。すると、子どもたちは石を投げるのを止めて、どこかへ去っていきました。(「イソップ童話集」より)



自分は遊んでいるつもり、楽しんでいるだけ、やりたいことをやっているだけとわかっていても、周りの人、関係のない人にとっては迷惑になることは大人の世界でもあります。この迷惑が一定の人間関係にある者から受けた場合「いじめ」となってしまいます。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その中で「いじめ」を次のように定義しています。

『この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

つまり、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、「いじめ」は時として、「ふざけ」や「遊び」を装ったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりします。さらに、いじめられた子ども自身も「心配されたくない。」「仕返しを怖い。」等という気持ちから、いじめを否定する場合があります。

このようなことから、本校においても、いじめは起こりうるものであるという認識のもと、些細な兆候も積極的に認知することができるよう取り組んでまいります。具体的には、さいたま市一斉に行っているアンケート等以外にも○子どもと共に時間を過ごす。○学校独自に毎月のいじめ調査を行う。○学期に1度のスマイル週間を設け、アンケートと個人面談を行う。などです。

保護者・地域の皆様も、子どもに寄り添い、心配な点やお気づきの点がございましたら、ぜひ話を聞いていただき、また、学校にも情報をお寄せください。

子どもたちが楽しく学校に通い笑顔で過ごせるよう努力してまいります。